

市第114号議案

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部改正

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正する条例

横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例（昭和46年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第3条第1項第1号中「又は横浜市内」を「、横浜市内」に改め、「組合員若しくは被扶養者」の次に「又は横浜市後期高齢者医療に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第3条各号に掲げる被保険者」を加え、同条第2項中「次のいずれかに該当する」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助（単給を除く。）を受けることができる」に改め、同項各号を削る。

第6条各号列記以外の部分中「被保険者」の次に「又は横浜市後期高齢者医療に関する条例第3条各号に掲げる被保険者」を加え、同条第2号中「又は横浜市内」を「、横浜市内」に改め、「組合員若しくは被扶養者」の次に「又は横浜市後期高齢者医療に関する条例第3条各号に掲げる被保険者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に対象者が受けた医療に係る費用の援助について適用し、同日前に対象者が受けた医療に係る費用の援助については、なお従前の例による。

提 案 理 由

老人保健法の一部改正に伴い、心身障害者の医療費の援助の対象者の見直しを図る等のため、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正したいので提案する。